

野田市農業委員会総会会議録（第7回）

1. 野田市農業委員会会長齊藤和夫は令和7年7月9日午後1時30分、野田市農業委員会総会を野田市役所野田市役所8階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

〈農業委員〉

1 番 川 辺 茂	2 番 山 田 賢 一
4 番 齊 藤 和 夫	5 番 石 塚 正 夫
6 番 遠 藤 一 浩	7 番 吉 岡 清 美
8 番 荒 木 大 輔	9 番 染 谷 美佐夫
10 番 宇佐見 稔 久	11 番 後 藤 和 久
12 番 鳩 貝 直 子	13 番 藤 井 愛 子

1. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による農地転用許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請について

議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画について

第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第4号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出について

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

報告第6号 農用地利用集積計画の中途解約について

1. 出席事務局職員は次のとおりである。

事務局長	小島 信明
事務局長補佐	宮本 武志
農地農政係長	初見 利津子

《開会宣言》 ただいまから令和7年第7回野田市農業委員会総会を開会します。

筑井委員、所用のため欠席でございます。

事務局より報告がありましたが、野田市農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

本日は合同会議を開催いたしますので、推進委員の方も出席していただいております。

推進委員の方も忌憚のない意見をお願いします。

続いて、議事日程第1、議事録署名委員の選任に移ります。

例により、議長指名でご異議ありませんか。

—異議なしの声多数—

異議なしと認めます。

11番 後藤 和久 委員

12番 鳩貝 直子 委員を指名します。

本日の案件は、議案第1号から議案第5号までとなっております。

それでは、ただいまから議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号 申請番号1番についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

申請地は、田1筆1,363平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は規模縮小のため。

譲受人は規模拡大ためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案について、現地調査班第2班より説明をお願いします。

染谷委員 今月は2班が担当で、7月4日に現地調査を行いました。

今回の報告は議案第1号 申請番号1番4番、5番、議案第2号 申請番号1番、2番、議案第3号 申請番号2番から4番については荒木委員、議案第1号 申請番号2番、3番、議案第3号 申請番号1番、5番、6番については鳩貝委員が報告します。

それでは、議案第1号 申請番号1番について荒木委員から報告をお願いします。

荒木委員 申請番号 1 番について報告します。

申請地は田 1 筆で、保全管理された農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号 2 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 2 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 3 筆 合計 568 平方メートルとなっております。

権利の内容は生前贈与による所有権移転です。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

鳩貝委員 申請番号 2 番について報告します。

申請地は畑 3 筆で、耕作されている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号 3 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 3 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 5 筆 合計 4,250 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため。

譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

鳩貝委員 申請番号 3 番について報告します。

申請地は畑 5 筆で、保全管理されている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号4番・5番については、関連する案件のため、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号4番・5番についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

申請地4番は、畑1筆 556平方メートルとなっております。

申請地5番は、畑1筆 729平方メートルとなっております。

権利の内容はお互いの農地の交換による所有権移転です。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

荒木委員 申請番号4番・5番について報告します。

申請地は畑で、2筆とも保全管理されている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 ただいま議案第1号について事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第1号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第2号「農地法第4条の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。

申請番号 1 番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 2 号 申請番号 1 番についてご説明いたします。

3 ページをご覧ください。

申請地は、畑 2 筆 48 平方メートルとなっております。

4 ページ議案第 3 号申請番号 2 番と関連する案件となります。

転用の目的は、道路拡幅に伴う代替地の農業用倉庫用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

荒木委員 申請番号 1 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理されている農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水については敷地内浸透となります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をネットフェンスで囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 2 号 申請番号 1 番の説明をする前に、5 ページ議案第 3 号申請番号 6 番まですべての案件に共通している許可検討事項について、ご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は、許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは申請番号 1 番の、その他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 2 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆 415平方メートルとなっております。

転用の目的は、貸し駐車場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

荒木委員 申請番号2番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、四方を宅地に囲まれた農地であることから、第3種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理されている農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水については敷地内浸透となります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をフェンス等で囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書の写しが添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま議案第2号について事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第2号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第3号「農地法第5条の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号 申請番号1番についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

申請地は、田1筆、畑1筆 合計1,697平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による駐車場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

鳩貝委員 申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地であると判断されますが、既存施設の拡張のため例外規定に該当します。

当該地は畑と田現況畑があり、耕作されている農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をブロック塀で囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号2番についてご説明いたします。

先ほど説明しました議案第2号申請番号1番の道路拡幅に伴う案件となります。

申請地は、畑2筆 合計396.08平方メートルとなっております。

転用の目的は、使用貸借権設定による農業用倉庫用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

荒木委員 申請番号2番について報告します。

事務局から説明のあったとおり議案第2号申請番号1番の関連案件となります。

当該地の現況は保全管理されている農地でした。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、新たに残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号3番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号3番についてご説明いたします。

申請地は、田5筆 合計2,991平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による貸し駐車場用地ですが、以前、大型物流の農地転用の際にたち退きがあり、その代替地となります。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

荒木委員 申請番号3番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、登記上は田んぼですが現況は畑で、雑草が生い茂っている状態でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をフェンス等で囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 4 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 4 番についてご説明いたします。

5 ページをご覧ください。

申請地は、畑 3 筆 合計 1,765 平方メートルとなっております。

転用の目的は、釣り堀敷地の一部となりますが、所有権移転による植林用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

荒木委員 申請番号 4 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、すでに山林化している状態でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲に農地がなく、釣り堀敷地の一部となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、不要であることを確認しております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 5 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 5 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 3 筆 2,680 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による車両置場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

鳩貝委員 申請番号 5 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、第 1 種農地であると判断されますが、既存施設の拡張のため例外規定に該当します。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水については敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲を単管パイプで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 6 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 6 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 1 筆 651 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による車両置場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

鳩貝委員 申請番号 6 番について報告します。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている状態でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲を安全鋼板で囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書の写しが添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま議案第 3 号について事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 3 号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第 4 号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題とします。

申請番号 1 番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 4 号 申請番号 1 番についてご説明いたします。

6 ページをご覧ください。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに昭和 42 年頃から宅地として利用し、現在に至っております。

平成 10 年撮影の航空写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま 20 年以上経過しており、かつ、この間、農地法第 51 条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 申請番号 2 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 2 番についてご説明いたします。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに平成 8 年頃から宅地として利用し、現在に至っております。

平成 16 年撮影の航空写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま 20 年以上経過しており、かつ、この間、農地法第 51 条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 申請番号 3 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 3 番についてご説明いたします。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに昭和 35 年頃から宅地として利用し、現在に至っております。

平成 14 年撮影の航空写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま 20 年以上経過しており、かつ、この間、農地法第 51 条の規定によ

る処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。
以上です。

議長 ただいま議案第４号について事務局の説明が終わりました。
質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第４号について採決します。
本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。
次に移ります。

議長 議案第５号「農用地利用集積等促進計画について」を議題としますが、野田市農業委員会会議規則第１０条の規定に基づき、吉岡委員の退席を求めます。

—吉岡委員退席—

それでは、吉岡委員の関係する案件から事務局の説明を求めます。

事務局 議案第５号農用地利用集積等促進計画についてご説明いたします。

７ページをご覧ください。

野田市長より令和７年６月２５日付けで、令和７年度第４次農用地利用集積等促進計画について、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第２項の規定による農用地利用集積等促進計画案の作成及び提出において、同条第３項の規定により農業委員会の決定を求められています。

８ページ８番をご覧ください。

一括分でございますが、５年の賃借権設定が田１筆 ２１１５平方メートルとなっております。
以上です。

議長 ただいま議案第５号８ページ８番の事務局の説明が終わりました。
質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第5号8ページ8番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

—退席者入室—

議長 それでは、議案第5号について、吉岡委員の関連する案件以外について、事務局の説明を求めます。

事務局 8ページをご覧ください。

先に採決した案件以外になりますが、5年から10年の賃借権設定が田3筆、畑11筆 合計14筆12,274.47平方メートルとなっております。

9ページをご覧ください。

移転分でございますが、田1筆8,000平方メートルとなっております。

以上です。

議長 ただいま議案第5号の説明が終わりました。

先に採決した案件以外のものになりますが、質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第5号について採決します。

先に採決した案件以外について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長 報告事項に移ります。

「報告第1号から第6号」について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 報告第1号から第6号についてご説明いたします。

報告事項の1ページから5ページをご覧ください。

報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続等の権利移動の届出は、10件受理しております。

次に6ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、1件受理しております。

次に7ページから9ページをご覧ください。

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、8件受理しております。なお、報告第1号から第3号については、添付書類を含め、適法であったため、届出を受理し、受理通知書を交付しております。

次に10ページから14ページをご覧ください。

報告第4号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出について、2件提出がありました。

次に15ページから17ページをご覧ください。

報告第5号 農地法第18条の規定による合意解約について、6件提出がありました。

次に18ページをご覧ください。

報告第6号 農用地利用集積計画の中途解約について、1件提出がありました。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

これらは報告事項でございますので、ご了承いただきたいと存じます。

議長 以上で、本日のすべての議事が終了しましたので、総会を閉会します。

(午後 2時 45分)